

○内閣府令第一号  
法務省

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十六条の規定に基づき、法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 山下 貴司

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後

(用語)

第一条 この命令で使用する用語は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「入管法施行規則」という。）、又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）で使用する用語の例による。

(研修の在留資格に伴う在留期間に係る入管法施行規則の特例)

第二条 国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業（国家戦略特別区域において、本邦の公私の機関が診療用粒子線照射装置研修外国医師等（外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であつて、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）に係る知識及び技能の修得をしようとするもの（以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。）並びに医療で用いる放射線に係る物理学の専門的知識を有する外国人であつて、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等

改正前

「条を加える。」

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域において、本邦の公私の機関が診療用粒子線照射装置研修外国医師等（外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であつて、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）に係る知識及び技能の修得をしようとするもの（以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。）並びに医療で用

と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするものをいう。以下同じ。)を受け入れて診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能を修得させる事業をいう。以下同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする診療用粒子線照射装置研修外国医師等であつて次に掲げる要件の全てを満たすものについて入管法別表第一の四の表の研修の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法施行規則第三条の規定にかかわらず、二年、一年、六月又は三月とする。

「一・二 略」

(特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例)

**第三条** 国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業(国家戦略特別区域内において、関係地方公共団体が、本邦の公私の機関(当該関係地方公共団体が、当該特定事業を実施するために必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法により支援するものに限る。)における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る事業をいう。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を

いる放射線に係る物理学の専門的知識を有する外国人であつて、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするものをいう。以下同じ。)を受け入れて診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能を修得させる事業をいう。以下同じ。)を定めた区域計画(法第八条第一項に規定する区域計画をいう。)について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする診療用粒子線照射装置研修外国医師等であつて次に掲げる要件の全てを満たすものについて出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の研修の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第三条の規定にかかわらず、二年、一年、六月又は三月とする。

「一・二 同上」

「条を加える。」

申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該機関が契約機関又は活動機関である場合における高度専門職省令第一条第一項各号及び第二条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「合計したもの」とあるのは「合計したものに、十点を加算したもの」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。